

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影は許可しないこととしている規定を削ること。 ( 第五条の三関係 )
- 二 委員会又は両議院の合同審査会が告発するには出席委員の三分の二以上の多数による議決を要することとしている規定を削ること。 ( 第八条第二項関係 )